

令和6年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（秋季）

商 法

以下の【問1】及び【問2】に解答しなさい。

【問1】

以下の文章を読み、下記の〔設問1〕及び〔設問2〕に解答しなさい。

P株式会社（以下「P社」という）は、もともとA・B・Cが3人で営んでいた事業にQ株式会社（以下「Q社」という）が資金を提供して設立された会社であった。P社の発行可能株式総数は1500株、発行済株式総数は1000株であり、そのうちAが150株、Bが150株、Cが150株、Q社が550株を保有していた。P社は種類株式発行会社ではなく、P社の株式には定款で譲渡制限条項が付されていた。また、定款には、株主総会の決議要件について特段の定めはなかった。P社は取締役会設置会社であり、取締役はA・B・Cで、Aが代表取締役となっていた。監査役には、Q社の従業員であるDが就任していた。

Bは自宅の建設費用に充てるためにP社の取引銀行であったS銀行から5000万円を借り入れようとしたが、S銀行は応じてくれなかった。そこで、Aに相談したところ、Aは、Bの借入金につきP社が連帯保証を行ってもよい旨を述べた。それを受けてBが再度S銀行と交渉した結果、P社が連帯保証を行うことを条件にS銀行は融資に応じることとなった。

そこで、適法に招集されたP社の取締役会において、Aの提案により、S銀行との間で、BのS銀行に対する5000万円の債務につき連帯保証契約（以下「本件保証契約」という）を締結することの是非が検討された。P社は連帯保証を行うことでBから10万円の保証料を受け取るという提案であった。Bによる詳細な状況説明があった後、Cは、仲間であるBを助けたい気持ちもあるが、結局P社が保証債務を履行せざるを得なくなる可能性も高い気がするので、賛成も反対もしないと述べた。Aは決議をとり、AとBの賛成により本件保証契約を締結する旨の決議が成立したとした。これに対してDは強行に異議を述べたが聞き入れられなかった。

なお、融資の当時、P社の簿価による純資産は約5億円、のれんを含む時価評価ではその倍くらいであると推測された。

〔設問1〕

Dによる、本件保証契約の締結の差止めの可否について検討せよ。なお、仮処分については触れなくてよい。

Dを監査役として置くことに抵抗を感じるようになったA・B・Cは、Q社が株主総会における議決権の過半数に相当する株式を有している現状の変更を望むようになった。そこで、令和4年6月1日、Aは、Q社に招集通知を送らずにP社の臨時株主総会を開催し、1株当たり1000円の払込金額で150株の新株発行を行うことを提案した。当該提案は出席者であるA・B・C全員の賛成により可決された（以下「本件決議」という）。150株の新株はA・B・Cに平等に50株ずつ割り当てることとされた。払込金額は、各人のポケットマネーで無理なく払える金額として決められた。同月15日、払込み等の手続を経て、本件決議に基づく新株発行（以下「本件新株発行」という）の効力が生じた。A・B・Cの間では、本件新株発行については、しばらくの間、DやQ社に知られないようにしておき、いざというときに明らかにしようということが示し合わされていた。

令和5年8月28日、たまたまP社の登記を見たDは本件新株発行に気づき、すぐさまQ社に報告を行った。

**[設問2]**

Dから報告を受けたQ社が本件新株発行の効力を否定する方法と、効力を否定できるかについて検討しなさい。

**【問2】**

監査等委員会設置会社とはどのような会社であるか、説明しなさい。